

# 指定訪問看護ステーションふれあいあげお運営規程

指定訪問看護事業〔指定介護予防訪問看護事業〕

(事業の目的)

## 第1条

この規程は、医療法人藤仁会が開設する指定訪問看護ステーション事業所「訪問看護ステーションふれあいあげお」(以下「事業所」という。)が行う指定訪問看護事業〔指定介護予防訪問看護事業〕(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の保健師、看護師、准看護師、理学療法士等が要介護状態又は要支援状態あり、主治の医師が必要と認めた高齢者等(以下「要介護者等」という。)に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施にあたっては、利用者である要介護者等の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 事業所の従業員は、要介護者等の心身の特徴を踏まえて、訪問看護計画を作成し、計画に沿って、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を図るものとする。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して、定期的な巡回訪問や随時の通報を受けて指定訪問看護を実施する。

4 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市区町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービス提供者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 指定訪問看護等を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- |       |                   |
|-------|-------------------|
| 一 名称  | 訪問看護ステーションふれあいあげお |
| 二 所在地 | 埼玉県上尾市仲町1-8-5     |

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名(常勤職員1名)

管理者は事業所の従業者の管理及び事業の利用の申し込みに関わる調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- 二 看護職員等 看護職員 常勤換算 2.5名以上。うち1人は管理者と兼務。  
理学療法士等 1名以上。

指定訪問看護等の提供に当たる。

なお、看護職員（准看護師を除く）は訪問看護計画及び訪問看護報告書（介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書）を作成する。

また、理学療法士等が提供する指定訪問看護等については、当該計画書及び報告書を看護職員（准看護師を除く）と理学療法士等が連携して作成する。

- 三 事務職員 1名（常勤職員） 事務職員は、必要な事務を行う。

（営業及び営業時間）

第5条 営業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日まで及び祝祭日を除く。
- 二 営業時間 月曜日から金曜日 9時から17時30分までとする。  
土曜日 9時から13時までとする。
- 三 連絡体制 電話等により、24時間常時連絡可能な体制をとる。

（訪問看護の内容）

第6条 指定訪問看護等の内容は次のとおりとする。

- 一 傷病の観察
- 二 清拭、洗髪等による清潔の保持。
- 三 食事及び排泄等日常生活の世話。
- 四 褥瘡の予防・処置。
- 五 リハビリテーション。
- 六 ターミナルケア。
- 七 認知症患者の看護。
- 八 療養生活や介護方法の指導。
- 九 カテーテル等の管理。
- 十 その他医師の指示による医療処置。

（利用料等）

第7条 指定訪問看護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、該当事業が法定代理受領サービスであるときは、その1割～3割の額とする。

- 2 指定訪問看護事業〔指定介護予防訪問看護事業〕の内、介護保険適応の利用者において第9条の通常の事業の実施区域を越えて行う指定訪問看護等に要した交通費はその実費を徴収する。

なお、自動車を使用した場合の交通費は以下のとおり。

・通常の事業の実施地域を越えた地点を起点とし

一 3キロ未満～518円

二 6キロ未満～724円

三 12キロ未満～929円

以後、5キロごとに103円を加算する。

3 死後の処置料は20,574円とする。

4 前2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（緊急時における対応方法）

第8条 看護職員等は、事業を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

2 看護職員等は、前項について、しかるべき処置を行った場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、上尾市、さいたま市北区、さいたま市西区、さいたま市大宮区、さいたま市見沼区、桶川市、北本市及び伊奈町の区域とする。

（苦情処理）

第10条 指定訪問看護等の提供に係る利用者からの苦情に、迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じる。

2 提供した指定訪問看護等に関し、市区町村が行う文書その他の物件の提出、若しくは提示の求め又は当該市区町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市区町村が行う調査に協力するとともに、市区町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 提供した指定訪問看護等に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保健団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 提供した指定訪問看護等に関する利用者からの苦情に関して、市区町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市区町村が実施する事業に協力するよう努める。

(事故発生時の対応)

第11条 利用者に対する指定訪問看護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市区町村、利用者の家族、介護支援専門員（予防にあつては地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(個人情報の保護)

第12条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に使用しないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図る。
  - 二 虐待防止のための指針を整備する。
  - 三 看護師等に対し、虐待防止のための研修を定期的を実施する。
  - 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(衛生管理に関する事項)

第14条 事業所は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。
  - 一 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね半年に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - 二 事業所における感染症の予防および蔓延防止のための指針を整備する。

三 事業所において、従業者に対し、感染症の予防および蔓延防止のための研修および訓練を定期的実施する。

(身体拘束の禁止に関する事項)

第15条 事業所は、利用者又は利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないものとする。

2 身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 事業所は、従業者の質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後3ヶ月以内

二 継続研修 年2回以上

2 従業者は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、医療法人藤仁会理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 6年 1月25日から施行する  
平成12年 4月 1日から改正する  
平成18年10月 1日から改正する  
平成22年 4月 1日から改正する  
平成24年 4月 1日から改正する  
平成26年 2月20日から改正する  
平成26年 4月 1日から改正する  
平成28年 4月 1日から改定する  
平成30年 3月15日から改定する  
平成30年12月21日から改定する  
令和 6年 5月21日から改定する